神戸港湾FOC/POC学習会

二月十七日（水）十時からメリケンパークホテルにて神戸港湾FOC／POC学習会を行った。ITF東京事務所から瀧所長、藤木インスペクターの二名を講師として、全国港湾玉田書記長も参加し、約八十名の参加者で開催された。

講義ではITFの機構内容、部会の紹介、会議の構成や前回大会での結果が紹介され、FOC／POCキャンペーンの意味、起源、歴史や目的などの講義を受けた。藤木インスペクターからは、翌日行われるPOC活動についての簡単な説明があった。

翌日の十八日九時に神戸港湾事務所に七名が集合し、PC−18に接岸している本船〝CAP CAMPBELL〟号に乗船、インスペクター活動に同行、見学した。

本船は一年前にITF協約が切れているので、ITFのパンフレット、全国港湾の産別協定パンフレットを用いて、船長にITF活動の重要性、労働協約の必要性について説明をしてITFへの加入を勧めた。船長からは、協約が切れているのは知らない。会社はITFを避けたがっているが、オーストラリアにも行くことが多く、個人的には問題だと思っていると発言された。本船からクルーのリスト、会社の名前、連絡先、メールアドレスを聞き下船した。事務所に戻り藤木インスペクターから後日、連絡先に警告文を送ると説明を受けた。

今学習会は、FOC／POC活動の具体的な内容を沢山の人に知ってもらえるよい機会となった。また、訪船活動も東京、横浜では船長とコンタクトが取れず、具体的な話が出来なかったが、神戸では出来たのでよい形で終えることが出来た。

（神戸港湾　高島事務局長）

藤木インスペクター日誌
～神戸港にて訪船～

二月の中旬に神戸でFOC・POC勉強会のおり、訪船活動として行った船でのことです。

これまで東京と横浜で訪船したのですが、船長が寝ているとか、出かけていて当分帰ってこないという状況だったので本船で会話をして帰ってきたという残念な結果で終わっていました。

普通、コンテナ船は朝に着岸すると船長は、早朝に起きるか寝ずに入港するので次の航海のため寝ていることが多いのですが、今回は珍しく起きていました。

しかし、今回はターミナルに入るのに元請の方に協力を頂いたこともあり、神戸港湾の仲間の皆さんと元請の方一〇名が、船内事務所で船長との対話を見守るという通常ではあまりない状況での査察になってしまいました。（なんか、やりずらいな～と思いつつ）

まず、船長に日本の港湾産別協定パンフレット（英語）を渡して簡単に説明してITFの雑誌を手渡しました。

そして、ITF協約の有無を確かめると「ITFは、知っているけど本船に協約が、締結されているかどうかも知らない。会社は、出来るだけITFとの距離を遠くにしておきたいみたいだよ」と説明したのでした。

私は、未協約船でよくあるようなやり取りだなと思いつつ、会社の連絡先を聞くと素直に「ああ、いいよ、ちょっと待ってて」と言いどこかへ行ってしまいました。あまり帰ってこないのでちょっと探してみると隣の部屋で自ら会社名と連絡先をパソコンで打ち込んでいました。

私は、それをもらい、後日、警告文を会社に送ったところ「イスラエルの海員組合と交渉中で協約を交わそうかと思っています」と言うような返信がありました。しかし、その後に協約を結んだとのメールが来ていないので（リップ・サービスだったのかな）と思っています。

全横浜港湾第一〇回ボウリング大会

毎年二月初旬の日曜日に開催し、春闘に向けての職種交流と団結を図ることを目的に行なわれています。

今年は毎年使用しているボウリング場が改装工事を行うこととなり、急きょボウリング場を変更することとなった為、二月初旬から中旬に変更し二月二十一日に開催されました。

近年、ボウリングブームが再来し、日曜日にレーンを多く貸してもらえるボウリング場がなく、急きょ場所を横浜から川崎に移してのボウリング大会となりました。

チームは全体で二五チームが参加し、一チーム四名による団体戦と個人戦がフロワー二五レーンを使用して争われました。

参加チームのなかには若い男女混合で試合をしているチーム、更に幼児を抱えながら試合に参加している家族や、家族の声援を受けながら試合を行っているチームなど港で働く労働組合が職種別に分かれて争われました。

結果は団体の部では横浜船舶作業労組チームが二試合合計千三百二十五ピンで優勝を飾りました。今回は女性の参加者が七名となりましたが、一六春闘勝利に向けての弾みとなったボウリング大会となりました。

団体：優勝
横浜船舶作業労組チーム
準優勝
山九海陸労組チーム
三位
検数共闘Aチーム
四位
海事検定職組チーム
五位
シンケン労組チーム

以上のチームに記念品が贈呈されました。

（文投稿・渡辺）

労働組合法講座 ⑮
～労働委員会Ⅳ～

前号に続き、第二節「不当労働行為事件の審査の手続」（二七条の一二～一八）から「救済命令、和解、再審査申立て」の内容です。なお、救済命令を受けた後の手続きもありますので、今号には第三節「訴訟」（同条の一九～二一）も挿入しています。

（救済命令等）…労働委員会は、不当労働行為事件の審査（調査・審問）によって事実認定を行い、申立人（労働組合または労働者）の請求を認容するか、棄却するかの命令（救済命令等）を行うことになっています。

○救済命令の内容は、労働委員会の公益委員会議の議決によって決められますが、調査、審問に参与した使用者委員と労働者委員は意見を述べることができます。

○救済命令は、使用者と申立人に書面で交付され、その日から効力が生じます。

（再審査の申立て）…都道府県労働委員会の救済命令を受けたときは、一五日以内であれば、使用者、申立人ともに中央労働委員会に再審査の申立てができます。この場合であっても、再審査の結果まで救済命令の効力は維持されます。また、救済命令が裁判によって確定した場合は、再審査の申立てはできなくなります。

（取消しの訴え）…都道府県労働委員会の救済命令に再審査の申立てをしない場合や中央労働委員会の救済命令が発せられた場合は、使用者が再審査を申立てず、取消し訴訟の提起も行わないときは救済命令が確定します。

○使用者が確定した命令に従わない場合は、労働委員会から使用者の住所地の裁判所にその旨の通知が行われます。この通知は、労働組合、労働者も行うことができます。

（和解）…労働委員会は、審査中にいつでも当事者に和解をすすめることができます。

また、当事者間で和解が成立し、労働委員会が和解を適当と認めたときは、審査が終了し、発せられた同事案の命令は効力が失われることになります。

（緊急命令）…使用者が救済命令の取消し訴訟を提起した場合、裁判所は労働委員会の申立てにより、判決の確定までその命令に従うことを命じることができます。この緊急命令に違反した使用者には、不履行日数一日につき十万円の過料の制裁があります（第三節）。

■第四節「雑則」（同条の二三～二六）では、労働委員会の出頭を求められた関係者の費用弁償や訴訟の取り扱いなどの定めとなっています。内容は省略します。

次号は最終章、第五章の「罰則」です。

（第三節「訴訟」）。

（救済命令等の確定）…